

# 徳山藩改易に

## 関する記録・文献

会員 神本正律

本稿は、当会創立十五周年記念の講演に資料として発表したもので、本文の18番までは昭和一五年六月、徳山小学校に於いて市主催の文化展覧会会場に展示されたものを、其の場で控えておいたもののうち、改易に関するものである。

### 一、記録

#### 1、徳藩廢興錄 原名 德臣反義集

五冊

右は本城九郎左衛門の編になる秘録で、変事より御出世時までの事柄をもあざず、見聞公儀文書等をそのままに記した大録である。徳山市坂家所蔵。

九郎左衛門は大助とも称し、事件当時は渦中にあつて陰に浪士等を支援した人。実は山県勘左衛門末男で養子となつて、徳山本城家二代を継ぎ、延享二年九月二三日没。六二才。本城家は岩国家中の本城家の分家である。



天明四年春、劍士の玉井一貫（号小周）は「徳臣反義集」に序して「浪士三者名湮滅假令有ルモ其門一誰カ得ニ而称レ之哉、然而此事也藩之秘而固非レ所レ公スル之ヲハ勿論……不<sub>三</sub>敢加<sub>二</sub>潤飾<sub>一</sub>補<sub>二</sub>罅漏<sub>一</sub>以爲<sub>二</sub>眞面録<sub>一</sub>ト云」と誌し、また奥

書には「或人の至極秘書たりといへども、密に借用して写置侍るものなり、聊以不可有也見者也」としてある。

2、德藩御還附一件 別名 德藩興廢秘錄

五冊

奈古屋勘左衛門より、佐衛門（里人）へ、御断絶より御出世までを尋ねたるにより同姓の縁を以て日記の内より書き

奈古屋佐衛門の日

り抜抄したもの。

石州

本道處事錄序  
昔者宋曹源失有跋扈子笑惠於州歸除歸本府至則  
巨庭壘是而雖皆奉其制而快之不皆於心者。方是  
之時三二日不得已者固著致仕府疑其有異志而與也  
久矣人之而後有教可矣幸持  
命鉅其身矣於是浩然得所而行其俱盡焉而謀與復  
之事京洛或拱府或東都固知跋涉性復與度未其  
緒者百方萬端曲折不至或微服至于長安其舊要  
周密謀之深得内外行其意竊狀既達數命卒下  
諸復于舊疾歸自羽光子郎世子嗣立其二  
子者戶田文具人子國部茂果今二者李古屋家承

本藩小臣并一賀文師謹啟

是免宦而在於京台是時其俱一於心者也自國初以至壬午如斯而再興者未嘗有之云因是續之續二三子之功不亦大矣恭審其事以一年從之改壬午斯者嗟乎易牙是甚哉若真有施其無復之方於其初者于何至于斯也此所謂無管仲鮑叔以爲臣庶苟豫謀之切者于茲雖然非敢薦二三子之功具無當仲鮑叔之臣者死之深非已矣且此錄也同志之士本城次果者從其所面聞見而錄之未始有意於外之且惟當時之神忘私諸張中雖有著之者固辭不敢據所以誠子孫云休惟慶典者固之大事莫分尚固而今也距庚辰之時卒有餘歲其事猶尚在耳而今而後遇奉于年何以正季之始末得人可得而考之哉且也生之士者台灣歲假令有去問誰得而稱之虽然而此事也藩之秘而固非所外之者勿論然得其有事之始末在乃此見其得則為則見其失則為失以改不敢加潤飾補綴滿以為其面錄之天明四甲辰春於是序

德藩 廢興錄序

抜いて与えたものである。

3、深秘録

一冊

これは前項の「徳藩御還附一件」を省略したもの。

4、本城秘書

一冊

本城九郎左衛門の収集の目録ならんと。

5、徳山御大変時の覚書

一冊

明和五年戊子仲夏の頃、須万の廿廿六<sup>(マヤ)</sup>より写すとあり。

大要是「本城秘書」に同じと。

6、廃興秘書

一冊

天保一四年卯六月藩士吉弘文璋・戸田寅藏両家より御居間へ提出した秘書で、両人の祖は何れも穩密に再興に活躍し蓮性院様とも密々に通じていた。そのため後に元次・元堯・蓮性院より賜つた書状である。

7、徳山御改易騒動記

一冊

元堀公常に坐右に置かれた簾司の中についた書付で、これは萩付家老井原孫左衛門・栗屋作右衛門両人が、福間茂左衛門より借覧して写しとり奉呈した書付である。

8、御當家覚書

一冊

これは徳山藩士江村路助方所伝の書付である。

9、御還府実録

一冊

これは萩藩士某の日記で改易より百次郎の参勤、三次郎

母子の徳山帰館までを、宗藩の資料によつて記述されており、殊に分限帳が注意されよう。

10、御還府再興録

一冊

前9番と内容は同じで写であろう。ただし跋文と末尾の附言はないという。

11、内秘録

一冊

嘉永四年辛亥仲夏、山田彦五郎光栄の玄孫山田秀熊より伝來の書付類を藏本に提出したもの。山口氷上川原にて役人より渡された書付や、奈古屋佐衛門・宍戸亘等諸人よりの書状、彦五郎が江戸在中の事件関係のものは日記の抜萃といふ。

12、御出世の節牢侍の聞記

一冊

この終に亥八月廿八日とあるが、享保四年己亥の年時にあたる。

13、深秘覚書

一冊

この内容は前の「御出世の節牢侍の聞記」と同じ。しかし于支日月の字はない。

14、消惠録

二冊

前掲「徳藩興廢秘録」と同じ。しかし享保二年六月の百姓嘆願一件は見えない。

15、防恵録

附録  
一冊

享保十三年戊申十月再写之とあり、内容は右の「消憲錄」

と同じだが、附録は別の筆。著者は書中の分限帳を以て

考るに山口八幡馬場に居住する士であらうと思われると。

16、防山錄 一名 享保大記

一冊

徳山藩士大家伊兵衛家に藏した旧記である。

17、古老物語 四冊

大江家のことを記述、大変事件に至つては「防山錄」と記を同うしているようである。

18、御還府時徳山家來於萩物通 一冊

徳山藩士岩内平右衛門方の所蔵もので、御還府家錄等の分限帳である。

19、毛利家素姓之事 一冊

この内容は前掲「御還府實錄」と同じ。寛政十年御藏本

記録を写し、次に文化八年九月廿八日写し、次に文久三年

秋七月写し。写の人名不明。下松市末武下村 田村某氏所蔵。

20、周防國古記 一冊

この記録は新南陽市立圖書館に所蔵。松井佳寄贈とある。

内容は三浪士が享保四年三月一二日夜、老中水野和泉守屋敷その他へ「周防徳山領百姓中」として投込んだ嘆願文の條々、廿七ヶ條が書きあげてある。

## 二、文 献

1、  
享保徳山藩再興史

87頁  
秘聞

松原政之著

この書は昭和一〇年一〇月一五日、徳山市制施行を記念して上梓され翌年一月に発刊された。

筆者は昭和一二年四月佐渡町の三奈木書店の店頭で、この書冊をふと見つけて万役山事件史話を初めて知ったのである。

本書は前掲「徳藩御還附一件」より取材されているので、徳藩寄りの記述であるが、かの赤穂義士の城明渡しに思いを寄せて述べてある点は特色である。

著者松原政之氏は家中出の人、大正から昭和にかけて徳山に於いては唯一の郷土歴史家であった。いろいろの著述が遺っている。

2、徳山藩の改易と再興（「徳山市史上巻」）三坂圭治執筆

本書は昭和三年三月三一日発行。これより先、市史編纂事務局員が筆者宅に見えて、三坂先生は内容が本・支兩藩に関する記述だから慎重を期されて、事前に原稿を地許で一覧してくれとのこと。また徳山で既に出版物があれば披見したいとのことを聞かされ、筆者は一両日先生の原稿を拝読した。そして先の松原氏の著書をお目に入れた。

そして原稿の内容は、本支兩藩の史料を採用されて一方

に偏向していない穏当な取扱いであることを申し上げた。

ただ享保二年六月二六日領内百姓数多が山口水上川原に集団した、その煽動者は史料上では不明だらうと申し添えた記憶がある。

以上は筆者の管見によるものであるが、他に未だ記録が所在するだらうと思う。世間には特志の人が再写を次々と行つていったようだから。

(平成五年九月二五日記念講演発表)

付

### 崇高な義人「奈古屋里人」の心境

奈古屋里人は、主家再興のためには神明の加護による外はなしと決した。よって讃岐の金比羅・伊勢神宮に祈願をこめ、主家再興の晩には社領や神領を献納する旨を誓つた。また北野天満宮には一生の月参をも誓つて、主家の再興を祈つた。その他鞍馬山・比叡山へも祈願したが、ことに青蓮院の関係深い護摩堂にて、毎日執行の護摩大法の秘法を、向う三年間施行の祈願を起して日々厳修されたが、その納金は心に任せ、所蔵の武具をも賣り払つても生活の困難甚だしく、僅かに習字の弟子をとつ

て、その日を凌いだ。

さて、主家再興後里人は京都を引払つて徳山に帰り、當時の心境を重役に語り、何程かの神領を金比羅及び大神宮に奉納してくれと、折を見ては度々願つた。けれども藩側は萩藩を憚つて取り上げる様子がない。これでは神を欺くこととなることを懼れ、重役の更迭するたびに嘆願して隠忍すること十年に及んだ。が神領の寄進する約束は全く里人一人の考えでしたものと申渡された。これによつて里人は意を決し、主家に代つて我家を絶して神慮にこたえんと養子与一郎を離縁し、自家断絶の願を出して徳山を去り、再び京都に上り日夜神明を遙拝して神威を瀆したるを謝しつつ寛保元年七歳で没した。

※編者注 「内秘録」にみえる山田秀熊家について、会誌第14号P.48山田家系図参照。